

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年7月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900047号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900023号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和22年9月1日、喪失年月日を昭和24年2月9日とし、標準報酬月額については、昭和22年9月から昭和23年6月までは400円、同年7月は500円、同年8月から同年11月までは2,100円及び同年12月から昭和24年1月までは3,000円とすることが必要である。

訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年4月20日、喪失年月日を昭和27年6月17日とし、標準報酬月額については、昭和24年4月は3,900円、同年5月から昭和25年3月までは4,000円、同年4月から同年6月までは4,500円、同年7月から昭和26年6月までは5,000円、同年7月から同年12月までは7,000円及び昭和27年1月から同年5月までは8,000円とすることが必要である。

昭和22年9月1日から昭和24年2月9日までの期間及び同年4月20日から昭和27年6月17日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和22年9月1日から昭和24年2月9日まで
② 昭和24年4月20日から昭和27年6月17日まで

訂正請求記録の対象者は、請求期間①においてA事業所及び請求期間②においてB社に勤務していた。しかし、訂正請求記録の対象者の年金記録において、各請求対象事業所における厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①について、訂正請求記録の対象者はA事業所において勤務していた旨主張しているところ、同事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、訂正請求記録の対象者と氏名及び生年月日が一致する被保険者(以下「氏名等が一致する被保険者」という。)の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(記号番号:*,昭和22年9月1日資格取得、昭和24年2月9日資格喪失、以下「未統合記録①」という。)が確認できる。

また、上記の氏名等が一致する被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、未統合記録①のほかに請求期間②のB社における被保険者記録が確認できるところ、

同社に係る被保険者名簿を見ると、氏名等が一致する被保険者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号である＊において取得した後に、未統合記録①に係る記号番号＊に変更されていることが確認できる。

さらに、請求者は、A事業所はC市内の比較的浜の近くで工場が隣接する場所にあったと訂正請求記録の対象者から聞いている旨主張しているところ、同事業所に係る被保険者名簿における所在地欄には、C市D町（現在は、E町）と記載されており、当該所在地は、請求者の主張内容と符合している。

これらを総合的に判断すると、氏名等が一致する被保険者に係る未統合記録①は、訂正請求記録の対象者の記録とすることが妥当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和22年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和24年2月9日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったと認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、前述のA事業所に係る被保険者名簿における未統合記録①の標準報酬月額の記録から、昭和22年9月から昭和23年6月までは400円、同年7月は500円、同年8月から同年11月までは2,100円、同年12月から昭和24年1月までは3,000円とすることが妥当である。

- 2 請求者は、請求期間②について、訂正請求記録の対象者はB社において勤務していた旨主張しているところ、同社に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と氏名等が一致する被保険者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（記号番号：＊、昭和24年4月20日資格取得、昭和27年6月17日資格喪失、以下「未統合記録②」という。）が確認できる。

また、上記の氏名等が一致する被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、前述のとおり、未統合記録②のほかに未統合記録①が確認できるところ、B社に係る被保険者名簿を見ると、氏名等が一致する被保険者の未統合記録②に係る記号番号は、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号である＊において取得した後に、未統合記録①に係る記号番号＊に変更されていることが確認できる。

さらに、請求者は、B社は紡績工場で使用する糸巻きの軸となる筒を製造する会社であったと訂正請求記録の対象者から聞いている旨主張しているところ、同社に係る商業登記における目的欄には、紡績用木管並びに木製品の製造加工及び販売と記載されており、当該内容は、請求者の主張内容と符合する。

これらを総合的に判断すると、氏名等が一致する被保険者に係る未統合記録②は、訂正請求記録の対象者の記録とすることが妥当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和24年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和27年6月17日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認められる。

なお、請求期間②の標準報酬月額については、前述のB社に係る被保険者名簿における未統合記録②の標準報酬月額の記録から、昭和24年4月は3,900円、同年5月から昭和25年3月までは4,000円、同年4月から同年6月までは4,500円、同年7月から昭和26年6月までは5,000円、同年7月から同年12月までは7,000円、昭和27年1月から同年5月までは8,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800643号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月21日から平成3年10月15日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間の標準報酬月額が、保管している給料支払明細書の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。

A社では、毎月20万円以上の給与を支給されており、雇用保険受給資格者証によると、同社を辞める直前には、月平均で26万9,370円の給与を支給されているので、請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間のうち、昭和61年1月21日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された昭和61年2月分から同年9月分までの給料支払明細書を見ると、当該各明細書に記載の厚生年金基金掛金控除額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はいずれも17万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の見直しは認められない。

また、請求期間のうち、昭和61年9月1日から平成3年10月15日までの期間については、請求者は給料支払明細書等を保管していない上、商業登記の記録によると、A社は、平成4年12月に破産廃止の決定が確定しており、オンライン記録によると、請求期間当時の同社の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、事業所及び事業主に確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、所在が判明した者に照会を行い、複数の者から回答を得たが、いずれの者からも請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額をうかがえる回答又は陳述は得られなかった。

なお、雇用保険の記録における請求者の離職時賃金日額(8,979円)から算出される30日分の給与支給額(26万9,370円)は、請求者の請求期間におけるオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、離職時賃金日額は、原則として、離職直前の6か月間に支払われた賃

金の合計金額を 180 で除した金額であるにすぎず、離職時賃金日額からは、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。